

水俣病の被害者そっちのけで 加害企業チッソ優遇の修正案

本当に許していいんですか？

子会社株式譲渡に株主総会特別決議を要求する会社法改正案に対し、水俣病の加害企業チッソを適用対象外とする修正案（維新提案）が衆議院で可決し、参議院に回っています。

私たち水俣病被害者はこの「チッソ優遇法案」に強く反対いたします。

被害者は水俣病に一生苦しみ続けるのに、加害企業のチッソが水俣病と縁を切って逃げる…、私たち被害者はこれを許せません。国はこの不正義に手を貸すのですか。

未救済の被害者が多数取り残されています

特措法で切り捨てられた被害者も

☆ずさんな検診

医師に爪楊枝を強く刺されて出血した例も。

☆「客観資料」の無理強い

住民票が廃棄された、雇主と連絡が取れない、…資料が出せないのは、半世紀以上も被害者を放置してきた行政の責任ではないですか。

☆対象地域・年代の不当な線引き

線引きの外から新たに何百名も救済対象に。

元々の線引きが間違っていたのです

☆行政不服申立ても環境省は拒否

行政法学者がこぞって批判しています

☆特措法の申請受付締切りを強行

案の定、情報不足で間に合わなかった被害者が。

☆差別・偏見の影響

子や孫の結婚や就職への悪影響を心配して、申請をためらう例も。

☆対象地域外・年代外の救済は今後本格化

今まで水俣病を疑いもしなかった人も、申請してもムダだと諦めていた人も。

天草では数千人以上が取り残されています

☆県外転出者はほぼ手付かず

集団就職で大阪・東京などへ転出。現人口に匹敵する人数が県外に転出しています。

申請できず取り残された被害者も

いま国が行うべきは、全被害者救済のための新たな仕組み作りです。
加害企業の責任逃れの手助けではありません。

私たち水俣病被害者は

チッソ優遇の会社法修正案に反対します

公害加害企業に手を貸して

チッソ優遇
修正案

国の立場は大丈夫なんですか？

子会社株式の譲渡手続を厳格化する会社法改正案から水俣病の加害企業チッソを適用対象外とする修正案（維新提案）が衆議院で可決し、参議院に回っています。

私たち水俣病被害者はこの「チッソ優遇法案」に強く反対いたします。

事態を混乱させ、被害者救済にも水俣病問題の最終解決にも逆行するからです。

PPP(汚染者負担原則)を投げ捨てれば環境を守れなくなる

国が公害加害企業を優遇し、被害者補償責任を全うさせるのを放棄してしまえば、他の国内企業に示しがつかず、国際的にも信用を失い、環境を守れなくなります。

チッソを逃がしても国の賠償責任が残り、最終解決どころでなくなる

水俣病被害者は今も多数が未救済のまま取り残されています。

この現状で、チッソの子会社株式譲渡を手助けしてチッソを逃がせば、残された水俣病被害者に対する国の賠償責任が残ることになります。平成16年最高裁判決では国の責任割合は4分の1でしたが、今後、国がチッソを逃がしたことで被害者が補償を受けられなくなれば、新たな国賠責任又は損失補償責任が生じ、これらの責任は損害の全額に及びます。

重大な結果が国にも振りかかるのです。

環境省の態度が修正案の問題点を示している

チッソ優遇修正案は、元環境事務次官の議員もいる自民党が維新の園田博之議員に頼んで議員立法となつたのです。環境省は、特措法のときと同様、問題ある議案だからこそ無関係を装っているのです。

すべての加害者はすべての被害者への補償を完遂せよ

チッソ・国・熊本県らすべての水俣病加害者は、すべての水俣病被害者への補償完遂に責任を持つべきです。私たちは、すべての水俣病被害者救済のために闘い続けます。

参議院の良識ある慎重なご判断を
期待いたします